

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-14<br>キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官,<br>ホドソン米国大使<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>                      |

C



16

安全保障調整に関する基本方針（案）

三三一九 二 米保

- 一 大尾
- 二 冬石
- 三 三原
- 四 生田
- 五 三浦
- 六 岸
- 七 末次
- 八 藤野
- 九
- 十 藤田

（十月三日付電）  
（会議資料）

極秘

十部内五号

- 一 本年九月の外務大臣・米国防務長官会談の結果に基き、安全保障調整に関し、米國政府との間に詰合を行ふこととする。
- 二 右詰合は、日本憲法の枠内に於て行ふことは勿論なると共に、米國との安全保障体制を基調とする「国防の基本方針」に則り之を行ふこととし、現行安全保障条約に代る新条約を作成することを目途とするも、已むを得ざる場合は現行条約の改正、又は現行条約は其の儘として補助的取極を考慮するものとする。
- 三 新条約に関しては左の方針に拠ることとする。
- (1) 安全保障に関する双方の責任を明確にした相互援助条約型の

ものとする。

- (1) 国連憲章との関係を条約に明記する。
- (2) 米國の日本援助義務に見合ひ我方の義務は憲法の範囲内なることを明にする。（海外派兵を除いた場合も後記(三)駐後段と関連し憲法上の問題あり。）

(三) 援助義務が発動すべき被攻撃対象地域に関しては、凡そ左の四つの考へ方があるが、何れを採るやは慎重検討を要する。

- 1 日本領土
- 2 日本領土、沖縄小笠原
- 3 日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米國領土
- 4 日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米國領土、西太平洋地

域に在る米國の軍隊、艦船、航空機

(註) 右の内1及び2では相互援助型たり得るや問題あり、  
又4は米國の最も希望する所なるべきも我方として受贈  
困難と思われる。

又3及び4に関しては日本領土の地域を含めた集團的  
自衛権が憲法上許容されるや否やの問題あり。(現行安  
保条約では結果的に認められた形になっている。)

(四) 日本の防衛並びに極東の安全保障の爲め必要な米軍を合意す  
る所に従い日本に配備せしめ得ることとする。

(五) 前項の合意事項の内には、兵力量並びに装備の性質を含まし  
めるものとする。

(六) 米軍が前記(二)以外の極東地域に対する侵略に對する爲め日本  
基地を作戰的に使用する場合は日本政府と事前に協議するもの  
とする。

(七) 一般的協隣条項及び協力条項を置くことを考慮する。

(八) 条約の期限は最高十年とし、以後一年の予告で終了させ得る  
こととする。

(九) 条約運営の爲め合同委員会を置くことを考慮する。尚

1 前記(六)に関連し、配備を規律する条件は概ね現行行政協定  
通りとする。但し施設提供の建前は現行行政協定の建前を改  
め自衛隊施設を米軍に共同使用せしめる建前に改めることを  
考慮する。

2 共同防衛体制運営に関し、防衛庁幕僚当局と在日米軍当局との間の連絡方法に関し規程を定めることとする。